

マイナンバー対策セミナー（入門編）

2015年7月

NTT DATA

[内容のご案内]

- 第一部：マイナンバー制度の概要と対策の全体像、その中で今実施すべきこと
- 第二部：マイナンバー制度（開始）に向けた「達人シリーズ」の対応（取り組み）

[開催にあたって]

1. この研修会では、

「マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料 平成26年11月版」
内閣官房 社会保障改革担当室、内閣府 大臣官房 番号制度担当室 編 及び

「マイナンバー 社会保障・税番号制度 民間事業者の対応平成27年5月版」
内閣官房・内閣府 特別個人情報保護委員会 総務省・国税庁・厚生労働省 編 の使用について、

「内閣官房ホームページプライバシーポリシー」に準拠し、
「内閣官房ホームページのコンテンツ利用について」の規定を遵守しています。

2. この研修会は、研修日現在に公表されている内容に基づき構成されています。

今後、制度詳細・運用等が確定することにより、内容に齟齬が生ずる可能性があることを
ご承知おきください。

「マイナンバー特設ページ」の開設

達人Cube「インフォメーション」(ログイン後)からも閲覧可能です。

「マイナンバー特設ページ」の更新内容および今後の公開予定

1. マイナンバーって何？
マイナンバーの概要、通知時期、利用範囲、利用時期など、マイナンバーに関する基本的な内容について説明しています。
2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？
そもそもなぜマイナンバーを「対策」する必要があるのか？マイナンバーの特徴を取り上げながら、「対策」の必要性について解説しています。
3. 「マイナンバー対策」として取り組むべきこと
「マイナンバー対策」のモデルとなるプロセスによって、今すぐに取り組むべきこと・将来的に取り組むべきことについて解説しています。
4. 「達人シリーズ」の対応方針 **new**
今後、お客様がスムーズに対策立案・実施できるよう、弊社での対応方針について説明しています。
5. 参考情報 (リンク)
マイナンバーの情報について参考になるサイトを集めました。
6. マイナンバーセミナーのご案内 **new**
弊社で企画している「マイナンバーセミナー」についてご案内いたします。

1. マイナンバーって何？

マイナンバーは、今後私たち国民にとって重要な番号になります。そのため、まず始めにマイナンバーがどのような番号でいつ通知されるのか、またどんなシーンでいつ利用されるのか事前にしっかり把握しておきましょう。ここでは、マイナンバー制度について、押さえておくべきポイントを解説しています。



押さえておくべきポイント！

①マイナンバーとは ②通知時期 ③利用範囲 ④利用時期



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1. マイナンバーって何？

マイナンバーとは

「マイナンバー」とは、住民票を有するすべての個人に振られるユニークな12桁の番号（個人番号）のことで、行政手続きを効率化するとともに、国民にとっての利便性を高めることを目的に活用されます。

同様に、法人にも13桁の番号（法人番号）が付与されることとなっており、個人番号・法人番号の行政への活用の総称を「社会保障・税番号制度」といいます。



マイナンバーは、
住民票を有するすべての個人に振られる **ユニークな12桁の番号** です。

1. マイナンバーって何？ [マイナンバーとは]...個人番号と法人番号がある

個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

付番

- 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、**個人番号を指定**し、その者に対し、当該個人番号を**通知カードにより通知**しなければならない。（第7条第1項）
※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。
※個人番号の桁数は、**12桁**を予定。

変更

- 市町村長は、**個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは**、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ**地方公共団体情報システム機構に対し**、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、**個人番号とすべき番号の生成を求める**。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

法人等に付する「法人番号」

付番

- 国税庁長官は**、法人等に対して、**法人番号を指定し、通知**する。（第58条第1項）
※所管は国税庁。
※法人番号の桁数は、**13桁**を予定。
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）
 - ① 国の機関及び地方公共団体 ② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
 - ③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
 - ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

変更・通知、
検索及び閲覧

- 法人番号は**変更不可**
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は**官民を問わず**様々な用途で利活用
※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

1. マイナンバーって何？

[マイナンバーとは]...これまでは「住民」も「行政」も負担が重かった！？

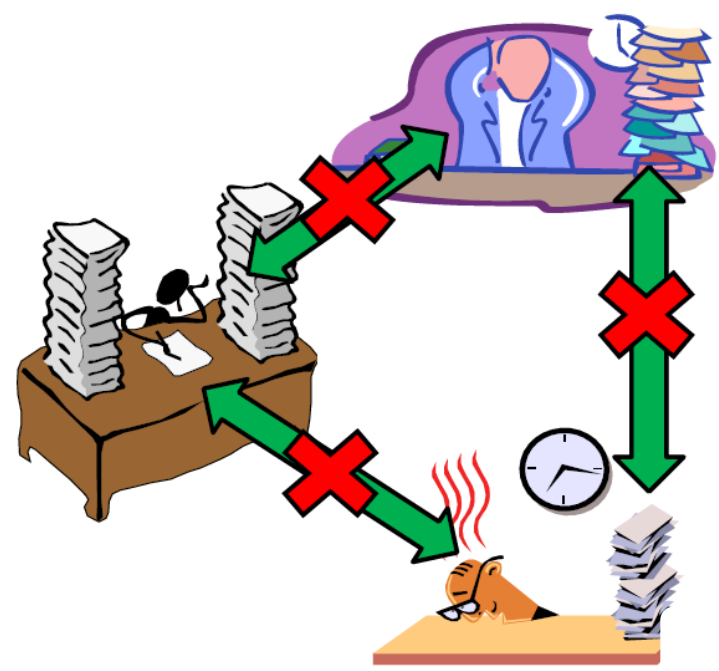
導入前



「住民」と「行政」の両者にとって過重なる負担

行政

- ① 確認作業等に係る業務に多大のコスト
 - ・ 住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
 - ・ 外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
 - ・ 手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。
- ② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



1. マイナンバーって何？

[マイナンバーとは]...これからは手続きが簡素化される！！

導入後

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

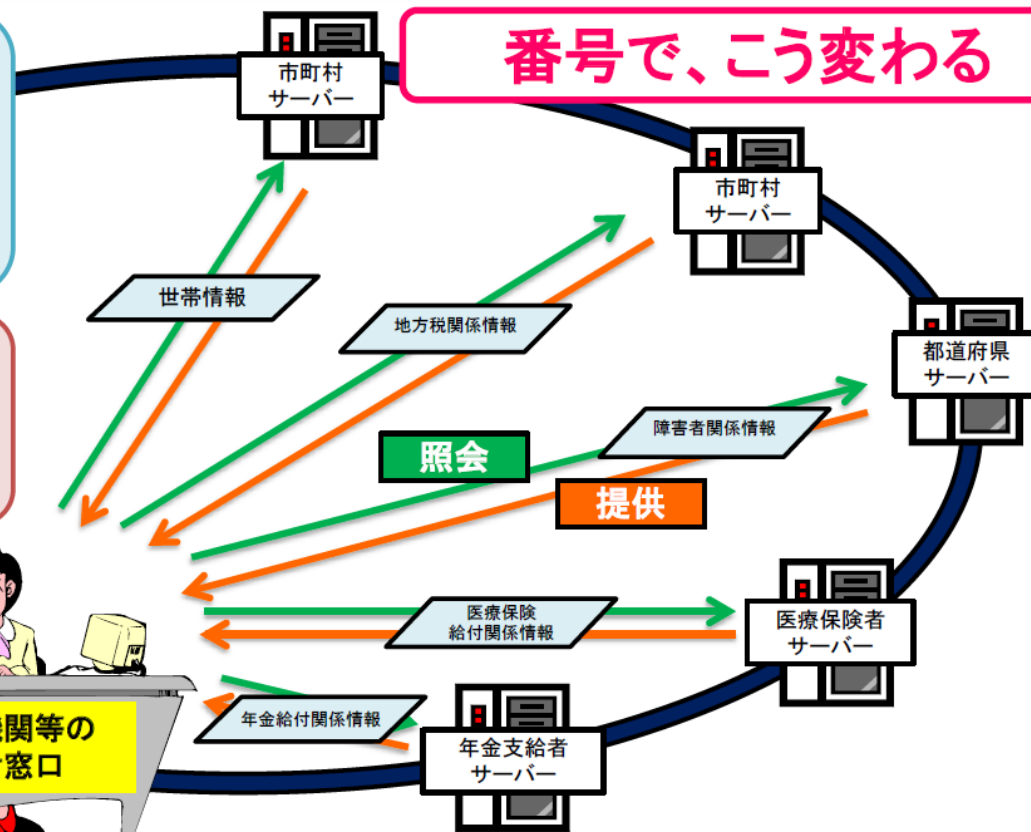
行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。



諸手当申請書



行政機関等の
受付窓口



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。

1. マイナンバーって何？

マイナンバーの通知時期

マイナンバーは、平成28年1月から順次利用が開始されますが、それに先駆けて、平成27年10月から12月にかけて、市区町村から「通知カード」により郵送で通知されます。（法人番号については、別途書面により国税庁長官から通知される予定です。）その後、交付を希望した住民に対しては、「個人番号カード」が交付されます。「個人番号カード」は券面に顔写真が掲載されており、マイナンバーを確認する場面での利用はもちろん、身分証明書としての活用や電子証明書を用いた電子申請・取引等への活用など、行政手続きに関する利便性を向上させるものとなる予定です。

なお、「個人番号カード」の交付により、「住民基本台帳カード」は廃止されます。（既に所有しているものは期限内有効。ただし「個人番号カード」発行時に「住民基本台帳カード」は回収。）



1. マイナンバーって何？


「通知カード」のイメージ

通知カード	
個人番号	〇〇〇…〇〇〇
氏名	達人 太郎
住所	△県〇市□町1-2-3
平成〇年□月△日生	性別 男
発行 平成〇年□月△日	〇市長

(案)

- 個人番号を券面に記載
- 顔写真なし



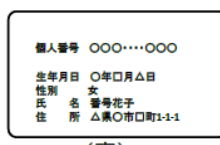
「個人番号カード」のイメージ

▼表面		
個人番号	1234 5678 9012	
▲裏面		
氏名	達人 太郎	個人番号 カード
住所	△県〇市□町1-2-3	
発行月日	平成28年□月△日	
		

- 個人番号を券面に記載
(裏面に記載する方向で検討)
- 顔写真を券面に記載

参考：マイナンバー 社会保障・税番号制度～民間事業者の対応（平成27年2月版）

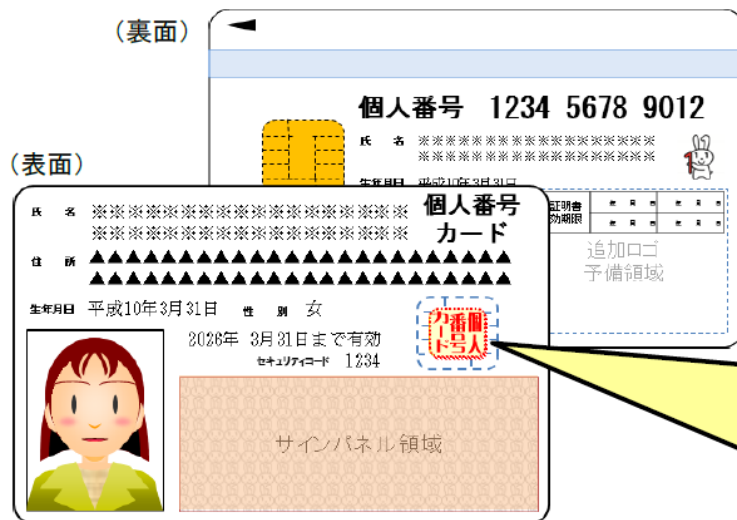
1. マイナンバーって何？
 [マイナンバー通知時期]...通知カードと個人番号カードがある

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口にて2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料: 1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料: 今後検討 ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料: なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

1. マイナンバーって何？

[マイナンバー通知時期]...個人番号カードに記載されるのは5情報のみ

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カード**を交付するものとする。(第17条第1項)

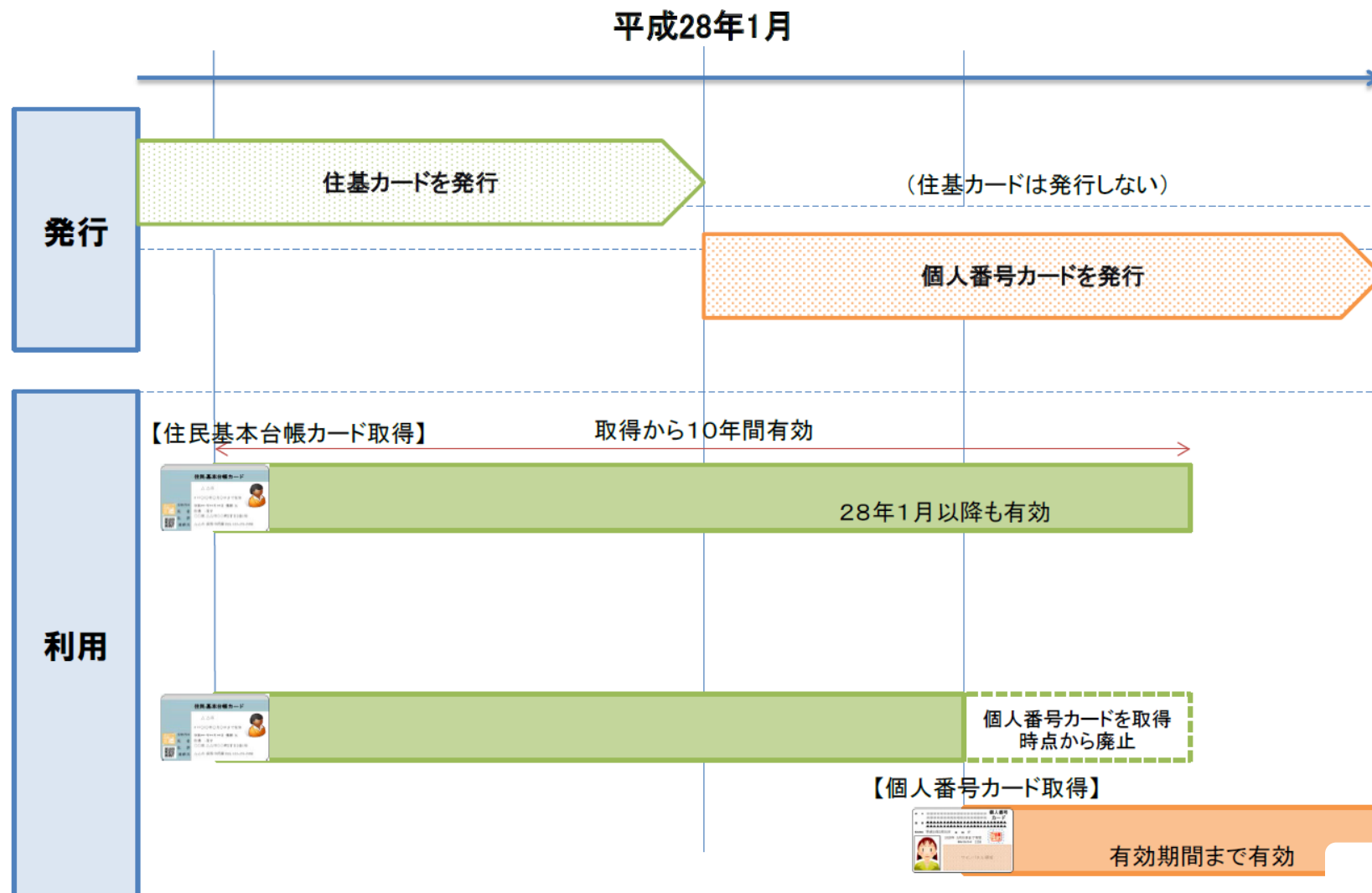


個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置において利用**する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

1. マイナンバーって何？

[マイナンバー通知時期]...個人番号カード住基カードとの関係



1. マイナンバーって何？

マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは、すべての行政手続きに適用されるわけではありません。その範囲は、現状「税」「社会保障」「災害対策」の分野に限られており、さらにその中でも、法律で定められた手続きにしか使用されないこととなっています。

具体的に、「税」「社会保障」の分野においては、申告書や届出書、調書などの各種書類にマイナンバーや法人番号を記載することとなります。

マイナンバーの利用範囲は、

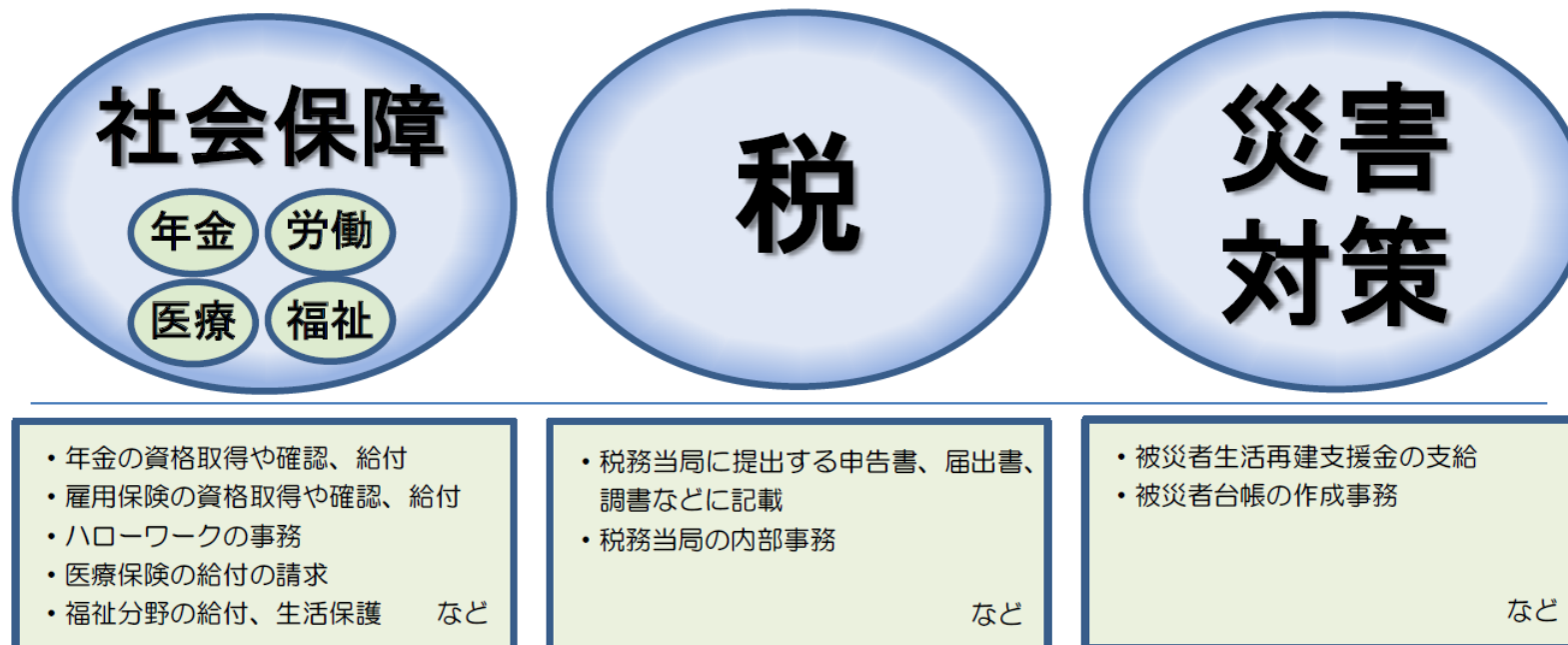


なお、マイナンバー制度では、税務当局のように、マイナンバーを使って法律や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関・地方公共団体・独立行政法人などを「**個人番号利用事務実施者**」と呼称し、それらの機関に対し、法令や条例に基づいてマイナンバーを記載した書面の提出などを行う民間事業者などを「**個人番号関係事務実施者**」と呼称します。様々なWEBサイトなどでよく出るキーワードですので、覚えておくとよいでしょう。

1. マイナンバーって何？

[マイナンバー利用範囲]...マイナンバーは決められた範囲しか使用できません

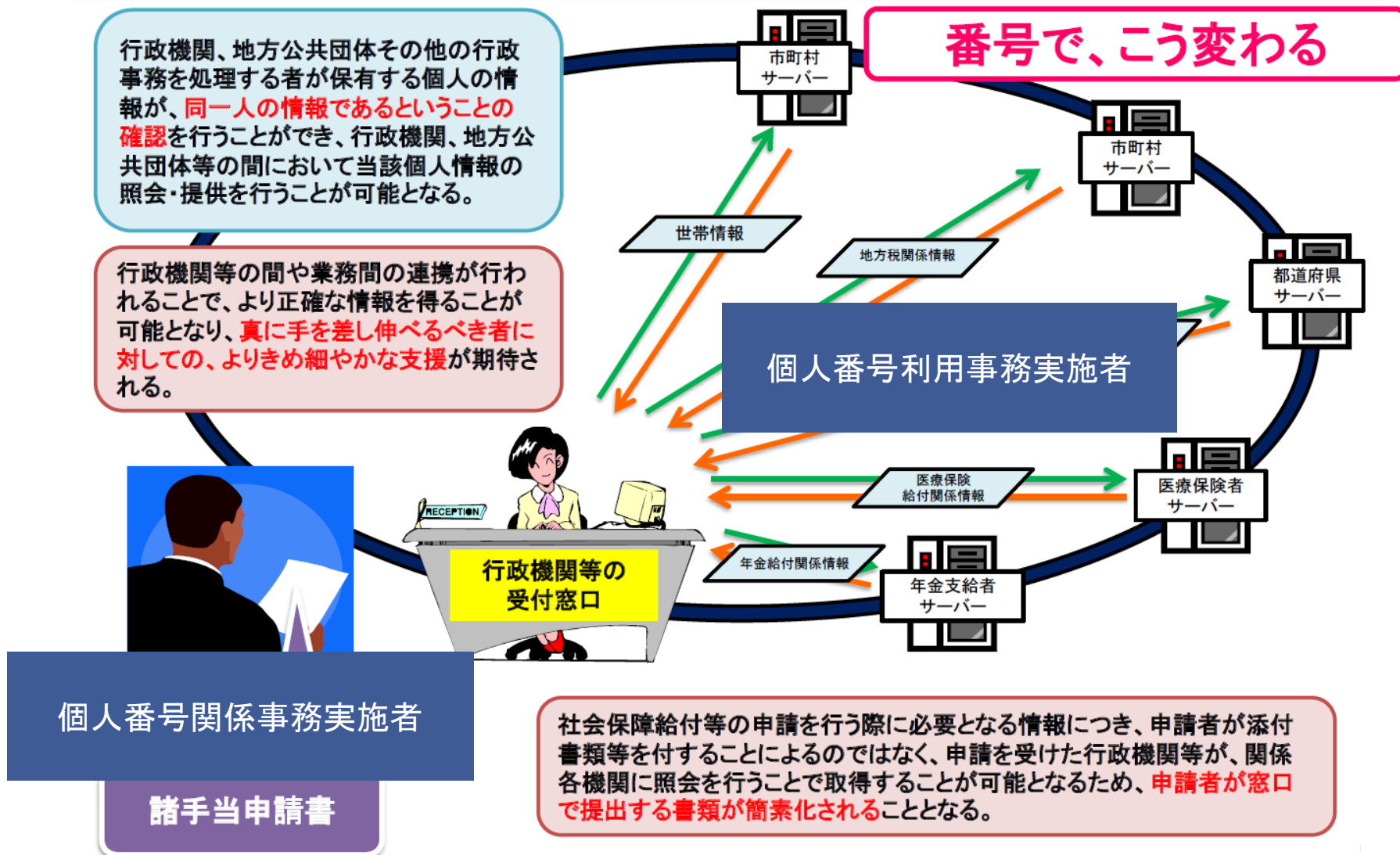
マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

1. マイナンバーって何？

[マイナンバー利用範囲]...個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者



1. マイナンバーって何？

マイナンバーの利用時期

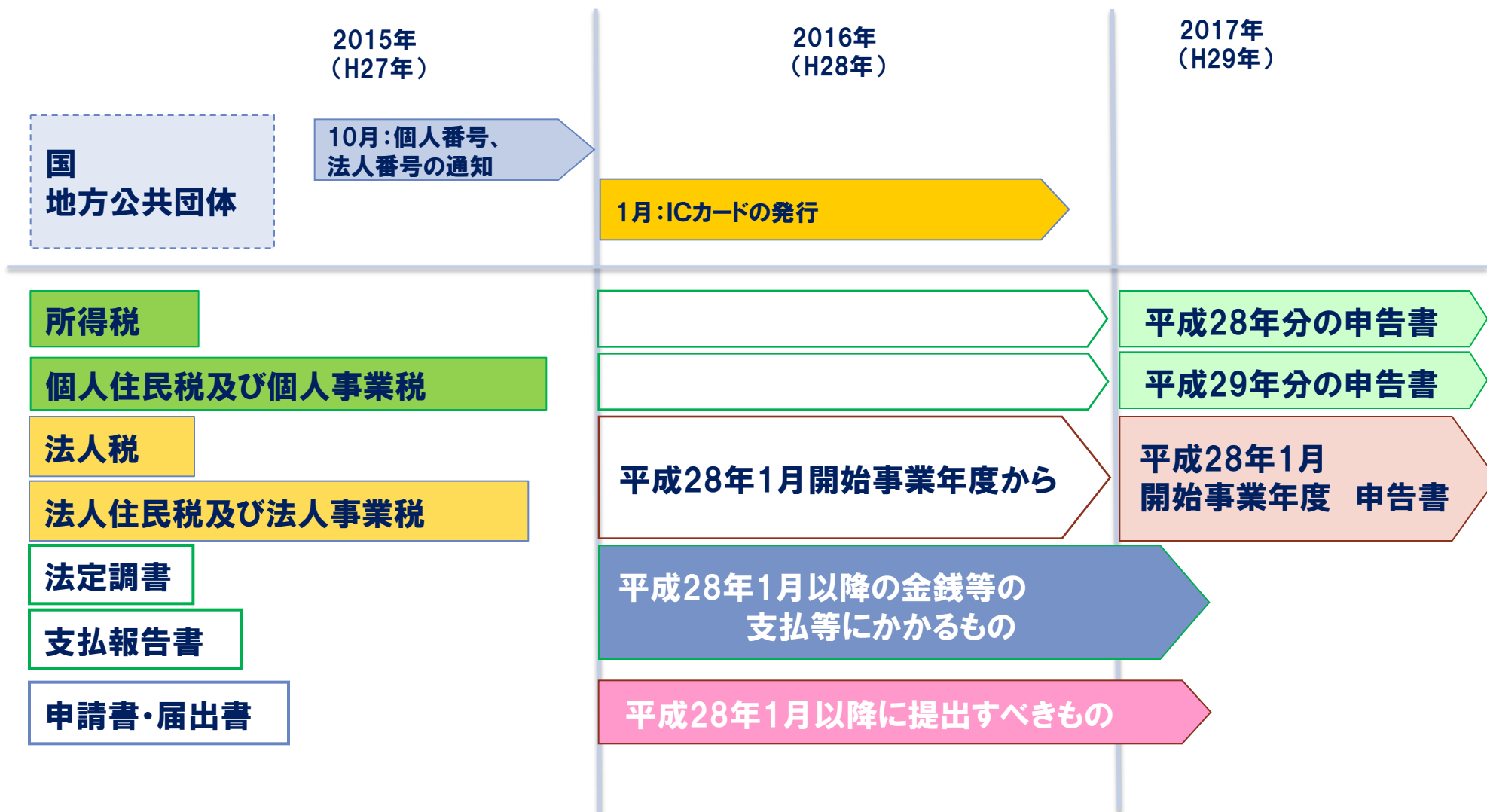
「税」「社会保障」に関する事務処理において、申告書等にマイナンバー（または法人番号）が記載される時期については、以下の通りです。

税の分野	所得税	平成28年分の申告書から番号を記載
	個人住民税及び個人事業税	平成29年度分の申告書から番号を記載 (平成29年度分とは、平成28年1月1日から12月31日までの収入にかかる個人住民税・個人事業税を指し、平成29年3月15日までに提出する申告書から記載することとなります。)
	法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から番号を記載
	法人住民税及び法人事業税	法人税と同様
	法定調書	平成28年1月1日以降に金銭等の支払等が行われるものから番号を記載 (例：平成29年1月31日までに提出する平成28年度分の特定口座年間取引報告書)
	支払報告書	平成28年分の支払報告書から番号を記載 (例：平成29年1月31日までに提出する平成28年度分の給与支払報告書)
	申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から番号を記載

上記の通り、個人の申告（所得税・個人住民税及び個人事業税）においては、マイナンバーの通知から利用までに約1年間のブランクがあります。個人番号関係事務実施者にあたる方は、収集・保管方法等をよく注意する必要があると思われます。

1. マイナンバーって何？

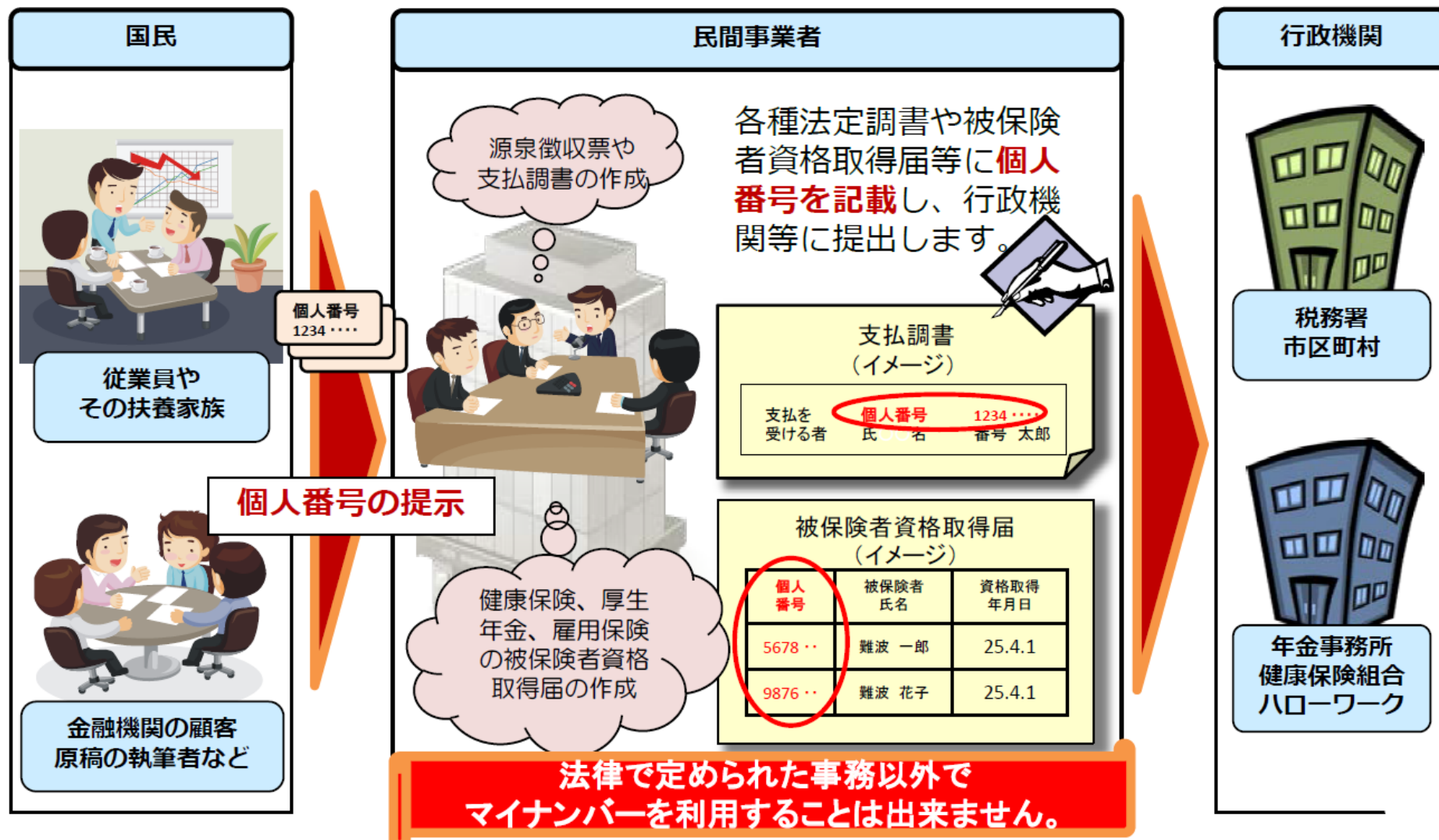
[マイナンバーの利用時期]...税分野を図解



※国税庁ホームページより

第一部：マイナンバー制度の概要と対策の全体像、 その中で今実施すべきこと

1. マイナンバーって何？ ...民間事業者(会計事務所を含む)が行うこと



2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？

マイナンバーの利用開始が近付くとともに、セミナーやWEBサイト等で目にする事が多くなった「マイナンバー対策」というキーワード。そもそもなぜマイナンバーを「対策」する必要があるのか、疑問に思う方もいるのではないのでしょうか。ここでは、マイナンバーの特徴を取りあげるとともに、個人番号関係事務実施者の視点から対策の必要性について解説します。



基本情報が増える!

特徴の1点目は、各種書類に記載する基本情報（個人情報）が増えることです。言葉にするとそれほど大きなことには感じられませんが、過去に何か基本情報が追加されたことを記憶されている方はいるでしょうか。基本情報が追加されるということは極めて稀であり、ほとんどの個人番号関係事務実施者が初めて経験することです。そのような慣れない状況下において、納税者の件数分だけマイナンバーを取り扱うことにはそれなりの影響を感じると思いますが、必要なのは納税者のマイナンバーだけではありません。

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？

特徴①基本情報が増える... さまざまな帳票に変更が加えられる

給与の支払者の「法人番号(個人番号)」欄が追加されます

給与所得者の「個人番号」欄が追加されます

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

掲載時点におけるイメージです。
確定様式ではありません。

控除対象配偶者や扶養親族の「個人番号」欄が追加されます

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？ 特徴②識別しにくい...桁数が多い



識別しにくい!

「あなたのマイナンバーは何番ですか？」と聞かれて、「123456789012です。」と12桁の数字を答えられるでしょうか。おそらく正確に答えられる方が少ないと思います。このように、マイナンバーの特徴の2点目として、本人ですら識別しにくい個人情報であるということが挙げられます。

12桁の数字（法人番号の場合は13桁）を、記載する必要がある件数の分だけ正確に収集し、記載することは、たとえ取り扱うマイナンバーの件数が少なくても容易ではありません。

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？ 特徴③管理がたいへん... 厳しい罰則がある



正確・安全に管理することが法律で義務付けられている!

ここまででマイナンバーの複雑さや取り扱いの難しさはご理解いただけたかと思いますが、さらに、それらを正確かつ安全に管理することが法律によって義務付けられているということも大きな特徴のひとつです。

通称「マイナンバー法」といい、個人番号関係事務実施者等がマイナンバーを正確かつ安全に管理するための規定と、もしそれが守られなかった場合の罰則を定めています。

もともと個人情報の保護規定として「個人情報保護法」がありますが、実はマイナンバーは単なる個人情報ではありません。マイナンバー（およびマイナンバーに対応する符号等）をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」といい、名寄せなどが行われるリスクがあることから、「マイナンバー法」において、「個人情報保護法」よりも厳しい罰則を定めています。

また、「個人情報保護法」は個人情報を5,000件以上保有する事業者にのみ適用されてきましたが、「マイナンバー法」はマイナンバーを含む「特定個人情報」を一件でも取り扱う場合、漏れなく適用されることとなります。

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？ 「マイナンバー法」で定められていることは？

まず、「マイナンバー法」で定められていることは、大きく以下2点です。

① 法律で定められた範囲 以外での



が制限されています。

(逆に、法律で定められた範囲内においては、必ず収集・利用・保管・提供することになります。)

② 収集・利用・保管・提供にあたっては、適切な管理 が求められています。

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？ 「マイナンバー法」で定められていることは？

法律で定められた範囲	現状では、「税」「社会保障」「災害対策」分野の内、定められた手続きのみを指します。 マイナンバーの利用範囲 »								
収集	集める意思を持って自己の占有に置くことを意味します。 したがって、マイナンバーを記載したメモを受け取ることや、聞き取ったマイナンバーをメモすることは「収集」にあたりませんが、マイナンバーを提示されただけでは「収集」にはあたりません。								
利用	書類にマイナンバーを記載して提出するなど、まさに各種手続きに活用することを意味します。								
保管	収集したマイナンバーを、漏えい、滅失、毀損等がないよう保存・管理することを意味します。 ※ 保管が制限されているということは、すなわち法律で定められた範囲の事務を処理する必要が無くなった場合、速やかに「廃棄」又は「削除」しなければならないということです。ただし、マイナンバーが記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるため、その保存期間を経過してから「廃棄」又は「削除」することとなります。								
提供	法的な人格を超えてマイナンバーが渡ることを意味します。 したがって、事業者Aから事業者Bに特定個人情報が渡る場合は「提供」にあたりますが、事業者Aの中のX部からY部に特定個人情報が渡る場合は「提供」にはあたりません。 ※ 現状、個人事業主が金融機関で融資を受ける際に審査資料として確定申告書の提示が求められますが、マイナンバーが記載された確定申告書を提示した場合、法律で定められた範囲外での「提供」にあたるため、「マイナンバー法」違反となります。「提供」には、このような無意識の提供リスクが潜んでいるため、注意が必要です。								
適切な管理	以下4点を指します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> 本人確認 安全管理措置 監督責任 説明責任 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本人確認</td> <td>マイナンバーを正しく収集するために、確認作業を行うこと</td> </tr> <tr> <td>安全管理措置</td> <td>漏えい、滅失、毀損の防止等のために措置を講じること</td> </tr> <tr> <td>監督責任</td> <td>個人番号関係事務を委託する場合にも、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように、必要かつ適切な委託先の監督を行うこと</td> </tr> <tr> <td>説明責任</td> <td>(提供する側が) 根拠を持って提供できるように、収集時に目的を通知または公表すること</td> </tr> </table>	本人確認	マイナンバーを正しく収集するために、確認作業を行うこと	安全管理措置	漏えい、滅失、毀損の防止等のために措置を講じること	監督責任	個人番号関係事務を委託する場合にも、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように、必要かつ適切な委託先の監督を行うこと	説明責任	(提供する側が) 根拠を持って提供できるように、収集時に目的を通知または公表すること
本人確認	マイナンバーを正しく収集するために、確認作業を行うこと								
安全管理措置	漏えい、滅失、毀損の防止等のために措置を講じること								
監督責任	個人番号関係事務を委託する場合にも、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように、必要かつ適切な委託先の監督を行うこと								
説明責任	(提供する側が) 根拠を持って提供できるように、収集時に目的を通知または公表すること								

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？ 「マイナンバー法」で定められていることは？

本人確認

マイナンバーを正確に収集するために本人確認が必要であることは用語の解説の通りですが、その内容として、以下2点が定められています。

- ・ **番号確認**：提示された番号が正しいことを確認する
- ・ **身元確認**：提示された番号の持ち主であることを確認する

具体的な手段としては、取得対象者が「個人番号カード」を持っていれば、「個人番号カード」のみで番号確認・身元確認が可能です。「個人番号カード」を持っていない場合には、「通知カード」で番号確認を行い、顔写真付きの身分証明書（運転免許証・パスポートなど）で身元確認を行います。

※本人確認が必要なのは、「本人」から個人番号を収集する場合のみです。

- ・ 従業員の扶養者等のマイナンバーを収集する場合は、本人確認は不要です。（第三号被保険者の申請に伴うマイナンバー収集の場合、この限りではありません。）
- ・ 本人確認が済んだマイナンバーに関する業務を受託する個人番号関係事務実施者は、改めての本人確認は不要です。

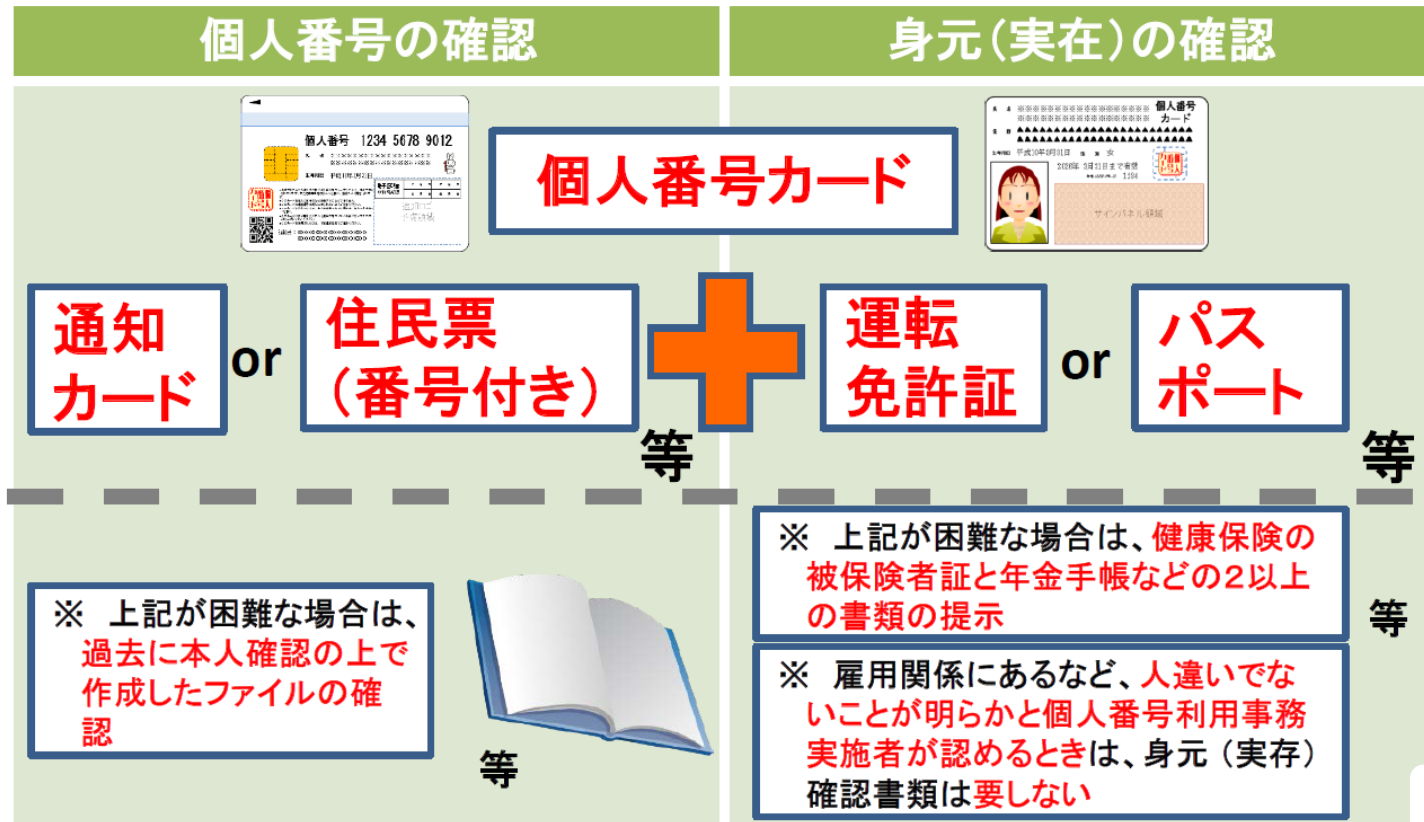
※雇用関係にあるなど、明らかに本人であると認められる場合には、身元確認は不要です。

なお、上記の本人確認方法をとることが困難な場合には、別の方法によって本人確認を行うことが認められています。具体的には、個人番号カードおよび通知カードを用いずに書類の提示を受ける方法や、個人番号カードのICチップを読み取る方法などがあります。

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？
「マイナンバー法」で定められていることは？



マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。



2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？ 「マイナンバー法」で定められていることは？

安全管理措置

収集したマイナンバーの漏えい等を防止するために講じる措置を総称して「安全管理措置」ということは用語の解説の通りですが、具体的には、以下の観点を網羅的に検討することにより、必要かつ適切な「安全管理措置」を講じやすいとされています。

基本方針の策定	マイナンバー保護に関する基本理念の策定、評価、見直し 等
取扱規程の策定	マイナンバーの運用にあたる具体的なマニュアルや事務フローの策定 等
組織的安全管理措置	責任者・担当者の限定、取り扱い規程に則った運用とその実績管理 等
人的安全管理措置	担当者の教育、監督 等
物理的安全管理措置	マイナンバー取り扱いエリアの限定（壁、間仕切り等）、書類保管庫の施錠、電子媒体のワイヤーロック 等
技術的安全管理措置	廃棄アラート、システムログの記録、アクセス制御、ウイルス対策ソフトの導入 等

この安全管理措置について、中小規模事業者（従業員100人以下）に対しては、実務への影響を配慮して特例を設けています。ただし、マイナンバー関連の事務について委託を受ける事業者は、中小規模事業者には該当しないので注意が必要です。

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？
「マイナンバー法」で定められていることは？

マイナンバーの適切な安全管理措置に
組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？ 「マイナンバー法」で定められていることは？

監督責任

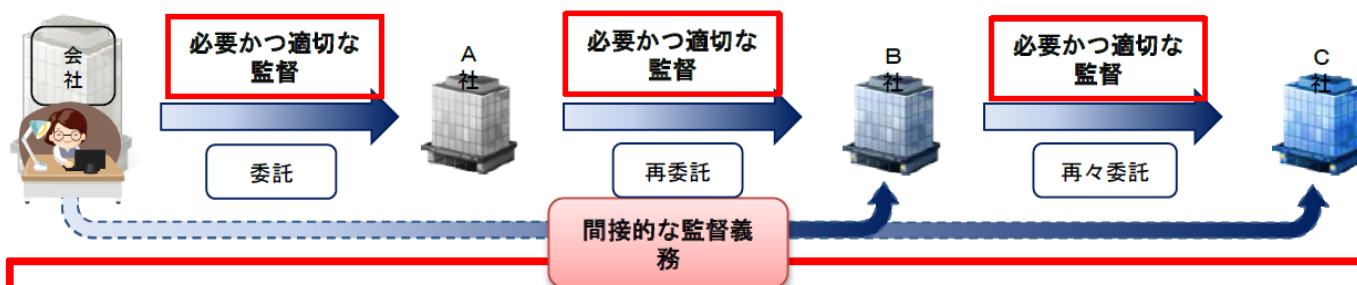
個人番号関係事務を委託する場合にも同等の安全管理措置が講じられるよう、委託先の監督を行うことが義務付けられていることは用語の解説の通りですが、必要かつ適切な監督の内容として、以下3点が定められています。

- ・ 適切な委託先を選定すること
- ・ 委託契約の中に安全管理措置に関する内容を盛り込むこと
- ・ 委託先におけるマイナンバーの取扱い状況を把握すること

なお、「マイナンバー法」では、委託を受けた者が委託者の許諾を得た場合に限り、再委託（同条件において再々委託なども可）することができるので、委託者は、再委託先などについても間接的監督義務を負うこととなります。そのため、委託者は、委託先に対して、再委託先の必要かつ適切な監督を行うよう指導する必要があります。

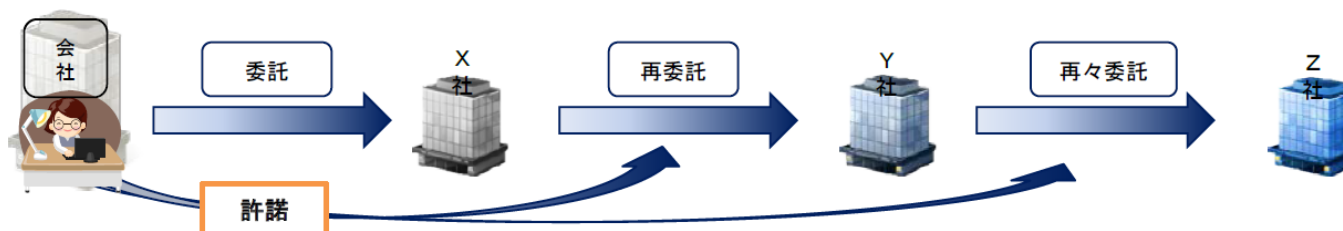
2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？
「マイナンバー法」で定められていることは？

マイナンバーを利用する事務の委託先・
再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

○ 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○ 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？ 「マイナンバー法」で定められていることは？

説明責任

マイナンバーの収集時に目的を通知または公表することが必要であることは先の説明の通りですが、通知または公表にあたっては、以下2点のルールが定められています。

- ・ 目的が追加された場合は、改めて通知または公表すること
- ・ 複数の目的をまとめて通知または公表してもよい

2. なぜ「マイナンバー対策」が必要なのか？
「マイナンバー法」で定められていることは？

マイナンバーを従業員などから取得するときは、
利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
(例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。

3. 「マイナンバー対策」として取組むべきこと

① 現状把握

① 現状把握

効果的な対策を講じるためには、まず自社の現状をよく理解することが大切です。以下の手順で業務分析を行いましょう。

まず、自社で取り組んでいる業務の内、マイナンバーが関わる業務を洗い出します。

個人番号関係事務実施者となる、主な業務を以下にまとめましたので、必要に応じてご活用ください。

STEP1

分野	業務	使用する様式	利用するマイナンバー
税	年末調整・法定調書作成業務	扶養控除等申告書	(例) 扶養控除等の申告書 ・給与の支払者(個人) ・受給者 ・控除対象配偶者 ・控除対象扶養親族 ・16歳未満の扶養親族
		給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書	
		報酬・料金等の支払調書	
		不動産使用料等の支払調書 等	
	所得税の申告書作成業務	所得税及び復興特別所得税の確定申告書 等	(例) 所得税 ・納税者 ・配偶者 ・扶養親族 ・専従者
	消費税の申告書作成業務	消費税及び地方消費税の確定申告書 等	
贈与税の申告書作成業務	贈与税の申告書 等		
相続税の申告書作成業務	相続税の申告書 等		
個人の申請・届出業務	個人事業の開業・廃業等届出書 等		

3. 「マイナンバー対策」として取組むべきこと

①現状把握

社会保障	雇用保険法による 雇用保険事務	雇用保険被保険者資格取得届	・被保険者
		雇用保険被保険者資格喪失届 等	
	健康保険法・厚生年金 保険法による健康保険 の事務	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	・被保険者（本人） ・被保険者（本人以外）
		健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 等	

STEP2 自社で取り扱っている業務が特定できたら、各業務について、現在基礎情報などをどのように使用しているかを明らかにします。

以下の観点で、収集・利用・保管・提供それぞれの作業について整理してみましょう。

誰が? 何を? いつ? どこで? なぜ? どのように?

3. 「マイナンバー対策」として取組むべきこと

①現状把握...前々ページの表を 区分し直し(税申告分野)

手続き	番号を記載する対象	番号を記載する具体的な対象(例)	使用する法定調書
所得税	支払を受ける者	顧問先の社員	給与所得の源泉徴収票 退職所得の源泉徴収票
		顧問先の役員、株主、取引先	利子等の支払調書 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
		顧問先の取引先(報酬関連)	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
		顧問先の使用不動産の所有者	不動産の使用料等の支払調書
	(特別)控除対象配偶者、 控除対象扶養親族	顧問先の社員の家族	給与所得の源泉徴収票 給与所得者の扶養控除等の(異動)申告書 給与所得者の保険料控除申告書 兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
申告者	顧問先の社員	給与所得者の扶養控除等の(異動)申告書 給与所得者の保険料控除申告書 兼給与所得者の配偶者特別控除申告書	
支払者	顧問先	全て	
相続税	納税義務者	顧問先の役員、株主、その家族	相続税の申告書 贈与税の申告書

※会計事務所が主に作成する帳票に絞込み ※対応が未詳のものは省く

3. 「マイナンバー対策」として取組むべきこと

- ②問題の特定
- ③対策立案・実施

② 問題の特定

マイナンバーが関わる業務の現状を把握することができたら、その中で対策が必要なポイントを特定します。
「[「マイナンバー法」で定められていることとは?](#)」の中で「適切な管理」として示した以下の観点に照らし合わせ、問題がないかどうか、問題があるとすれば、どのような問題がありそうかを整理しましょう。

本人確認(収集のみ)

安全管理措置

監督責任

説明責任(収集のみ)

③ 対策立案・実施

対策が必要なポイントが明らかになったら、いよいよ具体的に対策内容を立案・実施するフェーズです。
効率的に問題を解決するためには、まずあらゆる小さな問題の原因となっている大きな問題（根本的な問題）に目を向け、システム化や業務委託などを検討すると良いでしょう。それを解決してしまえば、ほとんどの小さな問題は既に解決していることが多く、残ったものだけに対処療法をかければ良いこととなります。
ただし、今の時点では、マイナンバーに関する情報や、問題を解決するためのサービスの情報が揃っていないため、「① 現状把握」「② 問題の特定」まで完了していれば問題ありません。対策立案以降の作業については、「[4.達人シリーズの対応方針](#)」でご案内する「[マイナンバー対策マニュアル（仮称）](#)」にて詳しく解説する予定ですので、現段階では、対策検討までの作業を確実に実施しておくことをおすすめします。

3. 「マイナンバー対策」として取組むべきこと

④ 歯止め

④ 歯止め

こちらも今の時点では取り組む必要がありませんが、「③ 対策立案・実施」が一通り完了したら、以後も「マイナンバー対策」を一定の水準に維持できるよう歯止めをかけます。

具体的には、マイナンバーに関する取扱規定や約款の整備、雇用契約や委託契約の見直し、社員教育などが挙げられます。これらは、マイナンバー制度の開始が近づくにつれて様々な事業者等からサンプルが公開されることが予想されるため、自社で早期にゼロから作成するよりも、自社の業態や事業規模等に合わせて最適なサンプルをベースにして作成することが望ましいと思われます。もちろん、「マイナンバー対策マニュアル（仮称）」においてもサンプルをご提供する予定ですので、こちらにも必要に応じてご活用ください。

なお、これらの活動は一度整備できたからといって完了するものではありません。整備した内容が実際に行われているかを定期的に確認することはもちろん、よりスマートな運用が実現できるようブラッシュアップしていきましょう。

4. 「達人シリーズ」の対応方針

① マイナンバーに関する情報提供

① マイナンバーに関する情報提供

本マイナンバー特設ページでは、随時マイナンバーに関する様々な情報をお届けしています。また、本マイナンバー特設ページだけでなく、セミナーの開催、「マイナンバー対策マニュアル（仮称）」の提供により、お客様がスムーズに「マイナンバー対策」を実施できるようにサポートいたします。

「マイナンバーセミナー」の開催

平成27年7月より、順次マイナンバーセミナーを開催いたします。

本セミナーでは、マイナンバー制度の確認はもちろん、「マイナンバー対策」の実施方法や、「達人シリーズ」の対応の詳細についてもご説明させていただく予定です。

詳細については、順次本マイナンバー特設ページ「[6.マイナンバーセミナーのご案内](#)」のほか、「達人シリーズ」をお使いのお客様向けに、達人Cubeインフォメーション、FAX等でご案内いたしますので、ぜひご参加ください。

「マイナンバー対策マニュアル（仮称）」の発行

お客様が自社内で「マイナンバー対策」を実践できるよう、対策立案以降の作業について、より具体的な手順等を解説した「[マイナンバー対策マニュアル（仮称）](#)」のご提供を予定しています。

4. 「達人シリーズ」の対応方針
②「達人シリーズ」のラインナップ・機能拡充

②「達人シリーズ」のラインナップ・機能拡充

既存「達人シリーズ」の機能拡充

(1) 帳票へのマイナンバー関連項目の追加

(2) マイナンバーに関する安全管理措置対応

- ◆特定個人情報（マイナンバー等）の保存時の暗号強化
- ◆アクセス制御（権限によるアクセス可否判定、アクセスログ取得）機能強化
- ◆出力（印刷、CSV出力等）機能強化
- ◆その他のセキュリティ機能強化

(3) 新サービスとの連携対応

4. 「達人シリーズ」の対応方針
安全管理措置を満たした新ラインナップの追加



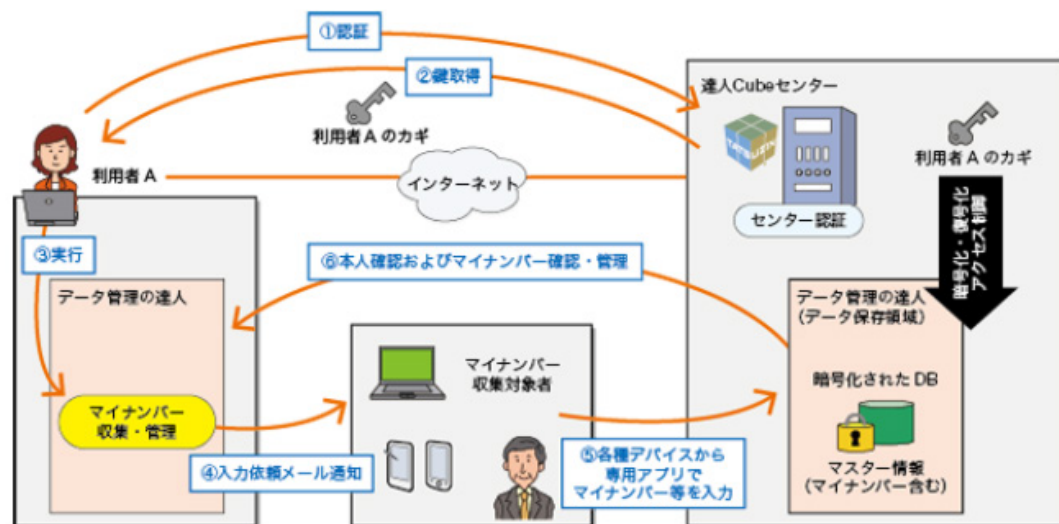
データ管理の達人

年間利用料 49,800円(税抜き)

マイナンバーを含むマスター情報を一元的に管理し、「申告書作成ソフト」とシームレスに連携

(1) マスターデータ管理機能

- ◆マイナンバー等のマスターデータの登録/管理
- ◆マイナンバー等のマスターデータの収集等 【マイナンバー収集・管理イメージ】



- ◆「業務ソフトウェア」へのデータ連携

4. 「達人シリーズ」の対応方針
安全管理措置を満たした新ラインナップの追加



データ管理の達人

年間利用料 **49,800円**(税抜き)

マイナンバーを含むマスター情報を一元的に管理し、「申告書作成ソフト」とシームレスに連携

(2) 業務ソフトウェアデータ管理機能

- ◆セキュリティ管理
- ◆データ管理
- ◆データベース管理

(3) その他の機能

機能	概要
入力アシスト	利用者識別番号（e-Tax）、利用者ID（eLTAX）、およびそれぞれのパスワードについて、取得からマスターデータ登録までを簡単操作で実施できるようにします。法人毎に振られる法人番号についても同様に、簡単操作で実施できるようにします。
タイマーバックアップ	これまで提供してきたタイマーバックアップは、コンピュータにログインされていることが必要でしたが、サーバ機等での運用を加味し、ログオフ状態でもバックアップを取得できるようにします。
進捗管理	各「申告書作成ソフト」で作成されている多数の申告書等データについて、各データの作成状態を確認できる機能を実装します。（本機能は平成27年11月下旬の初回リリースには含まれません。）
データ管理	各「申告書作成ソフト」で作成された多数のデータ内容を集計し、一覧情報で確認できる機能を実装します。（本機能は平成27年11月下旬の初回リリースには含まれません。）

4. 「達人シリーズ」の対応方針
安全管理措置を満たした新ラインナップの追加



電子申告の達人

年間利用料 36,000円(税抜き)

電子申告データの作成から署名・送信までシンプルな操作で実現、電子申告に便利な
さまざまな機能も提供

(1) 電子申告データ生成機能

- ◆ 「業務ソフトウェア」等からのデータ取込み

(2) 電子申告データ送信機能

- ◆ 一括でのデータ検証／署名／送信

(3) 電子申告データ確認機能

- ◆ 受信状況確認／メッセージボックス閲覧
- ◆ 進捗状況確認

4. 「達人シリーズ」の対応方針
安全管理措置を満たした新ラインナップの追加



電子申告の達人

年間利用料 36,000円(税抜き)

電子申告データの作成から署名・送信までシンプルな操作で実現、電子申告に便利なさまざまな機能も提供

(4) その他の機能

機能	概要
マイナンバー対応	署名、送信時等には、国税庁・地方税電子化協議会から公式配布されたモジュールを使用して処理を行うため、電子申告データを一時的にファイル化する必要があります。現在提供している電子申告関連のプログラムは、機能毎にプログラムが分断されているため、機能毎のプログラムが公式配布されたモジュールを別々に使用しています。そのため、頻繁に一時的なファイル化が行われていました。 そのような背景を受けて、機能毎に分断されているプログラムを統合することで、処理の際にマイナンバー等を含んだ電子申告データファイルが分散するリスクを低減します。また、電子申告データファイルに関する署名、送信処理中のセキュリティを強化します。さらに、「業務ソフトウェア」同様、マイナンバーを含む電子申告データ等、特定個人情報の保存時の暗号強化も行うようにします。
共通画面	現在の「達人Cube」で提供している「電子申告機能（国税）」、「電子申告機能（地方税）」、「メッセージボックス管理」で独立していた画面を一つに統合することにより、操作性の向上を図ります。 また、電子申告に関する作業全体のフローを考慮したインターフェースとすることで、作業漏れの防止や分かりやすさの向上を図ります。
送受信設定	現在、「達人Cube」で提供している「メッセージボックス管理」のみに備えていた受信用の利用者設定（利用者識別番号、利用者ID等の設定）について、新たに送信の際にも利用できるようにします。 また、「e-Taxアクセス」、「ポータルセンタアクセス（eLTAX）」機能から実施している暗証番号や電子証明書等の登録機能も送受信設定に統合することで、使いやすさの向上を図ります。
メッセージの選択受信	メッセージ受信の際の各種フィルタ機能の強化を図ります。e-Tax、eLTAXセンターに保管されているメッセージの選択受信もできるようにします。

4. 「達人シリーズ」の対応方針 「達人Cube」の変更点

サービス名称（現行）		対応	対応内容
基本機能			
達人Cubeポータル	機能拡充 機能廃止	<ul style="list-style-type: none"> ログイン機能強化 SQLサーバアクセス制御 グループウェア機能廃止 	
達人Cube Miniポータル	機能廃止	<ul style="list-style-type: none"> CubeMiniポータル廃止 電子申告ビューア廃止 ファイルツール廃止 	
業務ソフトウェア			
顧問先管理	機能統合 機能廃止	<ul style="list-style-type: none"> データ管理の達人に統合 グループウェア連携廃止 ファイルの保管/取り出し廃止 	
電子申告機能	機能統合 機能廃止	<ul style="list-style-type: none"> 電子申告の達人に統合 電子申告帳票データ廃止 	
電子申告PDF出力	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> 電子申告の達人に統合 	
電子申告進捗管理	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> 電子申告の達人に統合 	
消費税管理機能	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の達人Std以上に機能統合 	
報酬請求	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> 申告書作成ソフトと同様の対応 	
メッセージボックス管理	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> 電子申告の達人に統合 	

サービス名称（現行）		対応	対応内容
支援ツール			
データベース管理	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> データ管理の達人に統合 	
データ管理	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> データ管理の達人に統合 	
達人CubeMini管理	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> データ管理の達人に統合 	
その他ツール	機能廃止	<ul style="list-style-type: none"> Zaimonリンク廃止 	
セキュアデータ	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> データ管理の達人に統合 	
ファイル転送	機能拡充	<ul style="list-style-type: none"> 転送先を拡充 	
電子申告連携	機能統合	<ul style="list-style-type: none"> 未定 	

4. 「達人シリーズ」の対応方針
各サービスのリリース等のロードマップ

		平成27年				平成28年						
		～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
■ イベント		▼マイナンバー通知開始				▼マイナンバー運用開始						
■ 既存商品												
申告書作成ソフト	現行バージョン											
	マイナンバー対応バージョン（順次リリース）											
達人Cube	現行バージョン											
	措置バージョン（「顧問先管理」等の延伸）											
	次期バージョン											
■ 新製品												
データ管理の達人	データ管理の達人											
電子申告の達人	電子申告の達人											
■ 運用												
		▼マイナンバー収集開始										
						「メッセージボックス管理」データ移行期間						
						「顧問先管理」データ移行期間						

弊社では、平成28年1月より利用が開始されるマイナンバーについて、お客様の対応負担を軽減できるよう「達人シリーズ」のラインナップ追加や機能拡充を予定しております。

今後の情報提供をお待ちいただくとともに、弊社の対応にご期待ください。



NTT DATA

Global IT Innovator